



Title	1880年代ジャワの税役制度と農村諸階層
Author(s)	宮本, 謙介
Citation	経済學研究, 40(2), 83-100
Issue Date	1990-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31863
Type	departmental bulletin paper
File Information	40(2)_P83-100.pdf



＜研究ノート＞

1880年代ジャワの税役制度と農村諸階層

宮 本 謙 介

はじめに

1862年、オランダ史上初めて「自由主義派」が議会の多数を制した第2次トルベッケ内閣の成立によって、オランダのジャワ植民地経営も大きな転機を迎えることになった。19世紀後半に産業革命を経て漸く台頭してきた産業資本家層の利害が、植民地経営の門戸開放を迫ったのである。

強制裁培期に、賦役制度の強化・拡張による輸出向農産物生産で莫大な収益を得た国家主導型の植民地経営は、今度は「自由主義」の名の下に、本国民間資本の資本輸出要請に即した経営に漸次転換した。プランテーション体制への移行である。プランテーション経済に適合的な植民地社会の創出は、近代的な行政＝官僚機構や運輸・通信網の整備・拡大とともに、土地・税制の「近代化」をその政策的支柱とした。強制裁培期にはマタラム時代の土地所有＝税役收取関係を擬制化し、植民地当局が賦役を核として再編成した收取関係も、かかる「自由主義」政策の下で一定の改革が試みられた。現地人上級首長層の土地所有と賦役收取権の否定、村落支配者層の諸特権への規制、農民の土地保有権の強化（いわゆる個人的保有への移行）、賦役の全般的縮小と人頭税の導入による金納税体制への移行、などである。

筆者は、前3稿¹⁾において、主に直轄領の強制裁培期を対象に、土地制度や農村労働力の編成、

現地人首長層の諸特権などについて検討を加えたが、本稿ではその続編として、プランテーション体制移行期（主に1880年代）における税役制度の検討を通して、当該期における農村の階層構成と労働力編成の一端を明らかにしておくたい。

本稿で主に利用する史料は、1880年代後半から1890年代初頭にかけて、植民地政庁が州毎に実施した賦役実態調査のうち、ヴェイデ(van den Weide)およびヴィセリウス(J. A. B. Wiselius)が、1886年～1887年に行ったクドゥ州の賦役実態調査の報告書類²⁾である(未公刊史料、オランダ・ハーグの Algemeen Rijksarchief 所蔵)。ま

- 1) 拙稿「オランダ植民地支配とジャワ社会の再編成——19世紀の土地制度を中心に——」『歴史学研究』第497号、1981年10月。同「オランダ植民地支配とジャワ農村の労働力編成」『経済学研究』(北海道大学)第39巻第1号、1989年6月。同「オランダ植民地支配とジャワの在地首長層」『経済学研究』(北海道大学)第39巻第4号、1990年3月。
- 2) Mailrapport 1888 no. 54, Min. van Kolonien, no. 6464 A., Algemeen Rijksarchief, J. A. B. Wiselius, ① *Onderzoek naar den Omvang van de Heren-en Desadiensten in de Residentie Kedoe, 1ste Deel, Afdeeling Magelang.* ② *Ibid, 2de Deel, Afdeeling Temanggoeng.* 以下, ①, ②は, *Afdeeling Magelang, Afdeeling Temanggoeng*, と略す。③ *Onderzoek naar de Heren-en Gemeentediensten ter Hoofdplaats Magelang en in het District Magelang.* ④ *Onderzoek naar de Heren-en Desadienst in de desagroep Tonobojo en in het District Bandongan.* ⑤ *Onderzoek naar de Heren-en in het District Balak.* ⑥ *Onderzoek naar de Heren-en Desadiensten van*

た、補足史料として、フォッケンス(F. Fokkens)が州毎の調査報告書を編纂した『賦役・提要』³⁾

(公刊史料)も利用している。以下、この賦役実態調査の実施と報告書が提出された経緯を簡単に解説しておこう。

植民地政庁は、1854年の統治法第55条で「住民に義務づけられる賦役を、地方毎に総督が規定すること」としていたが、これはほとんど実行されず、また1882年にそれまでに廃止した賦役の代替財源として導入した人頭税も、誰に賦課するのか明確な規定が存在しなかった。つまり、地方毎に多様な賦役慣行の詳細を、植民地政庁はほとんど把握していなかったと言ってよい⁴⁾。

そこで、既述のように「自由主義」政策下で賦役制度の縮小とその金納化を急ぐ政庁は、1885年に総督リース(O. van Rees, 1884-1888)の指示で、ジャワ全土にわたって本格的な賦役調査を初めて実施することになった。調査目的は、各地方における賦役履行の実態、負担者数、「自由労働」への移行に必要な経費、人頭税の実績などを明らかにし、賦役の全面的な金納化の可

能性を報告させることであった。調査は、政庁が指定した(上級)行政官が州毎に調査団を組織し、郡毎に特定村のインテンシブな調査と郡全体のデータを収集するという方法がとられた。今回、筆者が入手した史料は、かかる州別の一連の調査のうち、最初に実施されたクドゥ州に関するものである。同史料は、賦役制度のみに止どまらず、土地制度や農村の階層構成、賦役以外の金納税についても報告しており、単に賦役履行の概要を地方毎に整理したフォッケンス『賦役・提要』に比べて、当該期農村社会の実態をやや詳しく知ることができる。このクドゥの賦役調査は、総督の命を受けて政庁の内務長官(Hoofdambtenaar)であったヴェイデが1886年1月に開始したが、数か月後に急死し、同年7月にヴィセリウスがこれを引き継ぎ、1年後に報告書を提出している。

ところで、クドゥ地方は、1812年にイギリス統治期(1811-1816年)の総督代理ラッフルズ(T. S. Raffles)が直轄領に編入するまで、マタラム王国の内領に位置し、肥沃な水田地帯を抱えて米作およびタバコの主産地として知られていた⁵⁾。直轄領編入期には既に耕地の個人的保有権が確立していたが、1832年以降、水田にインディゴの強制裁培が導入されるとともに共同的保有化が進展した。1840年代前半には、個人的保有権の侵害に対して農民の激しい抵抗が起こったとも言われている。1850年代には、インディゴ強制裁培の早期衰退によって耕地の定期割替も後退し、1860年代以降は持分固定の共同的保有が一般的となっている⁶⁾。コーヒーの強制裁培はその後とも高地で存続しているが、強制裁培の主作

Borobudur, District Menoreh. ⑦ Onderzoek naar de Heren-en Desadiensten van Mergojoso en van District Menoreh. ⑧ Onderzoek naar de Heren-en Desadiensten van Salam en van District Remameh. ⑨ Onderzoek naar de Heren-en Desadiensten in de Desagroep Grabag en in het District Ngasinan. ⑩ Onderzoek naar de Heren-en Desadiensten van Nglawisan Kidoel en van het District Probolinggo. 以下、③~⑩は、District Magelang などと略す。なお、上記史料の一部には、原史料の破損およびマイクロ・フィルム不良により、判読できない箇所があった。また、史料には頁が付されていないので、各報告書の章および節を注記する。

3) F. Fokkens, *Eindresumé van het bij Besluit van den Gouverneur Generaal van Nederlandsch-Indie van 24 Juli 1888 no. 8 Bevolen Onderzoek naar de Verplichte Diensten der Inlandsche Bevolking op Java en Madoera*, s'-Gravenhage, 1903. 以下、本文では、フォッケンス『賦役・提要』と略記する。

4) *Ibid.*, I-1, Inleiding.

5) 拙稿「ジャワ王侯領経済史序説」『経済学研究』(北海道大学)第40巻第1号、1990年6月、参照。

6) P. Boomgaard, *Between Sovereign Domain and Servile Tenure, The Development of Rights to Land in Java, 1780-1870*, Comparative Asian Studies, No. 4, Free University Press, Amsterdam, 1989. p. 34. *Eindresumé van het bij Gouvernement Besluit dd. 10 Juni 1867 no. 2 Bevolen Onderzoek naar de Rechten van den*

物である砂糖生産の影響はそれほど強くない地方である。調査時のクドゥ州は、マグラン分州 (afdeeling Magelang) とトゥマンガングン分州 (afdeeling Temanggoeng) から構成され、前者が7郡(1,918カ村)、後者が5郡(1,117カ村)から成っていた。

なお、あらかじめ史料上の重大な制約を指摘しておく、第一に、栽培賦役(強制栽培に徴発する賦役)が調査対象から外されており、この点で当時まだ存続していた強制栽培制度の実態がつかめないこと、第二には、1880年代といえはむしろ賦役が相当縮小している時期であるが、賦役負担が最も苛酷であった強制栽培期との時系列変化が捉えられないことである。しかし、金納諸税を含めて、プランテーション体制移行期の税役制度を検討しておくことは、「自由主義」政策下での農村の構造と労働力編成を知る手掛かりとなろう。

I. 税役の諸形態

1. 賦役

当該期の諸賦役を、以下では収取する主体を基準として、国家賦役、首長賦役、村落賦役に区分して検討する。国家賦役とは、史料でヘーレンディーンスト (Heerendienst) と表現されているものであり、かつてはマタラム国家が、また植民地支配下では植民地国家が収取した賦役である。次に首長賦役は、現地人首長層が私的に収取する権限を持った賦役であり、上級の現地人首長層の収取権が否定された当該段階では、村長・村役人の収取権のみが存続している。パンチェンディーンスト (Pantjendienst), グンダルディーンスト (Goendaldienst), クドゥランディーンスト (Koedoerandienst) などであるが、その収取権内容には、植民地当局による一定の規制が働いている。この賦役は、史料では村落賦役に含まれているが、収取権の性格が異

なるので、以下では村落賦役とは別に扱う。最後の村落賦役=デサディースト (Desadienst) は、村落共同体(具体的にはその代表者)が村落の秩序維持を目的として徴発するという側面を持つが、同時に、後述のように植民地当局の意志がそこに投影されていることも見逃してはならない。

このような賦役の3類型は、収取主体を基準にして、あくまで便宜的に分類したもので、負担する農村住民の間でこの3つが意識的に区別されていたわけではない。例えば、クドゥ住民の間では、男子の耕地保有者が負担する重賦役(ここで言う国家賦役、首長賦役、それに村外での警備賦役)と、正規の共同体成員で可労働男子が負担する軽賦役(村落賦役)に区別されているだけである⁷⁾。本稿で上記のように3つに類型化しているのは、重層化した賦役収取関係をできるだけ歴史的に把握する必要からである。

さて、クドゥ地方の賦役賦課の方法は、当地の土地制度と深く関わっているが、細部にわたる慣行は、同州内でも地域によって、あるいは村落毎にさえ微妙に異なることがある。これを敢えて一般化して言えば、耕地および宅地の保有者が国家賦役と首長賦役を負担し、さらに家屋のみ所有する者まで加えて村落賦役を負担する地域が多かったようである(各賦役の免除者については後述)。フォッケンス『賦役・提要』によれば、同じジャワでも耕地の個人保有が支配的な地方(例えば、バンタム、バタビア、プリアンガン、クラワン、インドラマユ、バニユワンギなどの諸州)では、賦役義務は土地保有とは結び付かず、個人(世帯)に課せられ、その他の地方、すなわち持分固定や定期割替の共同的保有が優勢な地方では、耕地や宅地の保有者(一部では家屋のみ保有者も含む)に課せられるのが一般的とされている⁸⁾。

史料によれば、クドゥで最後の耕地割替が行われたのは1867年の郡行政の編成の時であり、

Inlander op den Grond op Java en Madoera, Batavia 1876-1896, 3 vols., II, pp. 152-157.

7) F. Fokkens, *op. cit.*, II-1, p. 3.

8) *Ibid.*, I-1, pp. 3-6.

表1 クドゥ州の保有形態別耕地

(単位:バウ)

	1882年		1892年	
		%		%
共同的保有地				
1年毎の定期割替	—	—	—	—
	(568,802)	(17.8)	(644,663)	(16.8)
2年以上毎の定期割替	1,264	0.9	—	—
	(347,001)	(10.9)	(234,715)	(6.1)
持分固定	123,976	90.3	138,440	94.4
	(884,473)	(27.7)	(1,045,421)	(27.2)
個人的保有地	12,063	8.8	8,200	5.6
	(1,390,802)	(43.6)	(1,918,219)	(49.9)

(出典) *Koloniaal Verslag*, 1883, Bijlage P, 1893, Bijlage U より作成。

(注) 括弧内は全ジャワ。

トゥマングン北部の一部地域を除いて、それ以後は調査時(1886年)まで実施されることなく、持分地(Sanggan)を固定した共同的保有が優勢とされている⁹⁾。表1に示したように、『植民地報告』(*Koloniaal Verslag*)が掲載している保有形態別の耕地データによれば、同州耕地の90%が持分固定の共同的保有地となっている(1882年)。しかし、実際の農民の土地保有権の内容を見てみると、それはむしろ個人的保有にかなり接近していると言ってよい。土地の貸借、質入れ、相続はもちろん、売買すら可能である¹⁰⁾。土地相続は、長子単独相続が原則であるが、次三男や男子相続人がいない時には未亡人が相続することもありうる¹¹⁾(女性が土地保有者になると賦役は免除される)。相続人が全くいない時は、無主地(tanah gantoengan)となって村長の管理下に置かれる。また、新規開墾地は、個人的保有となる。このように、土地保有の内実は、個人的保有に接近したものになっているが、賦役負担が土地保有によって区分されるという慣

行は、尚維持されている。以下、国家賦役、首長賦役、村落賦役の順に、賦課対象と賦役の種類について略述する。

(1) 国家賦役

クドゥ農村で広く見られる慣行として、耕地保有者が国家賦役の「完全賦役義務者」(Volledienstplichtigen)、宅地のみ保有者が「2分の1賦役義務者」(Halvedienstplichtigen)または「4分の1賦役義務者」(Kwartdienstplichtigen)とされる(ただし、トゥマングン分州の一部では、水田保有者が国家賦役を負担し、畑地のみ保有者はこれを負担しない地域がある)。かつてクドゥ地方がまだ王侯領内領であった時代は(1812年以前)、土地保有者が負担する賦役は「非常に軽微なもの¹²⁾」であり、「公共事業の出役も代金納が可能であった¹³⁾」という。直轄領編入後は、強制栽培の拡張とともに、住民は様々な国家賦役(栽培賦役を含む)を負担し、宅地のみ保有者にも「2分の1賦役義務」や「4分の1賦役義務」が新たに導入され、さらに耕地・宅地の少ない州都や郡都では家屋のみ保有者にも国家賦役を負担させた¹⁴⁾。このような強制栽培

9) *Afdeeling Temanggoeng* II-1, *District Probolinggo* II.

10) *Afdeeling Magelang* II-3, *District Menoreh* ⑦ II, *District Probolinggo* II.

11) *Afdeeling Temanggoeng* II-1, *District Bandon-gan* II.

12) *Afdeeling Magelang* II-3.

13) *Ibid.*, IV-1.

14) *Ibid.*, IV-1, IV-3.

表2 賦役負担義務者の構成比

郡	可労働人口	国家賦役・首長賦役		村落賦役のみ	
		義務者	%	義務者	%
(マグラ分州)					
Magelang	14,932	7,642	51.2	6,777	45.4
Bandongan	15,947	8,995	56.4	6,893	43.2
Balak	15,007	7,580	50.5	7,356	49.0
Menoreh	23,752	11,606	48.9	5,708	24.0
Remameh	9,918	4,535	45.7	2,970	30.0
Ngasinan	11,130	7,585	68.1	2,210	19.9
Probolinggo	31,814	14,464	45.5	8,474	26.6
(トゥマングン分州)					
Djetis	13,641	7,644	56.0	1,782	13.1
Kedoe	16,520	9,009	54.5	2,477	15.0
Lempoejang	11,027	5,588	50.7	3,511	31.8
Prapag	5,998	3,954	65.9	1,629	27.2
Soemowono	9,578	5,921	61.8	904	9.4
合　　計	179,264	94,523	52.7	50,691	28.3

(出典) 注(2)の全史料より作成。

期の負担区分が、調査時にもその痕跡を残しているが、しかし当該期になると、「2分の1賦役義務者」や「4分の1賦役義務者」と見做される者も、実際に賦役量の2分の1、4分の1を負担するということは珍しく、むしろ「完全賦役義務者」が不足する時にのみ不定期で援助するというように解されている¹⁵⁾。

表2に賦役負担義務者の構成を郡別に示したが、クドゥ州全体では可労働人口(男子)の52.7%が国家賦役の負担義務を負っている。当該期に存続している国家賦役は、幹線道路や橋の維持・修復、用水路やダムなど水利施設の維持・修復、それに幹線道路沿いの監視所での警備であり、これらを約9万5,000人で負担することになる。例えば、幹線道路の維持・修復では、マグラ分州の幹線道路全長50.4キロメートル、トゥマングン分州29.8キロメートル、合計80.2キロメートルを、国家賦役負担者は指定日に各村落の分担箇所に向いて清掃や近郊河川から集めた砂利を敷くといった作業を1回4～5時

間行う。その幹線道路沿いに設けられた監視所は、マグラ分州に178カ所、トゥマングン分州に83カ所、合計261カ所あり、1カ所に1晩3～5人の割で指定された監視所に夜警(約10時間)の出役が義務づけられている。

一方、国家賦役を免除されているのは、第一に、プリアイ(貴族)、退職官吏＝年金生活者、村長・村役人らの特権層であり、彼らは土地保有の如何に拘わらず免除される。第二は、未亡人や身障者、それに他人の宅地内に家屋のみ所有したり、主人宅に住み込む隷属民であり、正規の共同体成員とは見做されない人々である。これらの国家賦役免除者は、前掲表2によれば、可労働人口の47.3%を占めることになる。

(2) 首長賦役

クドゥが直轄領となる以前には、国家賦役の代金納がかなり進展していたようであり、むしろ王族や在地支配者の徴発する首長賦役が、賦役の主要形態だったようである。直轄領下での強制栽培期には、国家賦役の強化・拡張とともに、首長賦役の收取権がオランダ人行政官にも拡大された。例えば、トゥマングンでは、オラ

15) Ibid., IV-3, District Menoreh ⑥ IV, District Probolinggo VI.

表3 マディウン、現地人上級官吏のパンチェン收取
(強制栽培期)

役	職	毎日のパンチェン数
パティ		15人
司法長官		12
司法官		6
宗教長官		6
宗教官		2
マントリ		4
クリウォン		8
郡長		10
副郡長		5
徴税補佐官		10
マントリ (強制栽培)		4
マンドール (強制栽培)		2
書記官		2
種痘係		4
マントリ (木材)		5
マントリ助手 (木材)		3
マントリ書記 (木材)		2
コーヒー倉庫守衛		3
塩倉庫守衛		3

(出典) Onghokham, *The Residency of Madiun Pryayi and Peasant in the Nineteenth Century*, Ph.D.Dissertation, 1975, Yale University, p.147.

ング人上級行政官は、40～80人のパンチェン(首長賦役負担者)を抱えており、現地人首長ブパティも12人のパンチェンを使役していた¹⁶⁾。オンホッカムがマディウン地方の研究で明らかにしている例では、表3に示したように、県や郡レベルの現地人行政官にもパンチェン收取権が付与されている¹⁷⁾。

このような上級首長の首長賦役收取権は、1882年に否定され(上級首長の土地所有は1867年に禁止)、プランテーション体制移行期になると、上級首長層の在地支配の権能は著しく弱体化した。村落レベルの支配者層についても、各州の知事規定で、村落の賦役義務者数に応じてパン

チェン数を規定したが、オランダは依然として各種税役の收取で村落支配者層に依存していたこともあって、かかる規定が順守されることはなかったようである。したがって、村落レベルでは、当該期に至っても、実際上はほとんど規制のないまま首長賦役が存続していた。ちなみに、1865年のクドゥ州知事のパンチェン数規定は下記のようなものである¹⁸⁾。

村落内の国家 賦役負担者	15～39人:	村長の パンチェン	1人
〃	40～64人:	〃	2人
〃	65人以上:	〃	3人

クドゥ州では、一部の地域を例外として、村長のみが首長賦役收取権が認められており、その他の村役人にその收取権はない。クドゥの村長が收取する首長賦役は、耕地・宅地保有者が負担するパンチェン賦役を中心に、その他副次的なものとしてグンダル賦役、クドゥラン賦役などがある。首長賦役の負担義務者は、前述の国家賦役の負担義務者と同一であり、毎日1～数人が輪番で出役する。パンチェン賦役の具体的な履行方法は、次の如くである。

パンチェンは、夜7時ごろに飼料の干草と燃料の薪を持参して村長宅にやってくる。夜警を兼ねて一泊すると、午前中7時～11時、午後1時～4時まで家事労働と職田での農作業を行う(この間の食事は支給される)。村長はこの外、副郡長、

18) Afdeeling Temanggoeng V-5.なお1886年のクドゥ州知事規定では、村長の收取しうるパンチェン数は次のように変更されている(同規定第4条)。

村落内の国家 賦役負担者	25～ 49人:	村長の パンチェン	1人
〃	50～ 74人:	〃	2人
〃	75～ 99人:	〃	3人
〃	100～124人:	〃	4人
〃	125～148人:	〃	5人
〃	150人以上:	〃	6人

Fokkens, *op. cit.*, II-2, p. 143.

16) *Afdeeling Magelang* II-3.

17) 強制栽培期の上級首長層については、前掲拙稿「オランダ植民地支配とジャワの在地首長層」参照。

郡長への定期的な報告（前者は月1回、後者は毎週または隔週）、あるいはその他の用務で村外へ出るとき、乗馬の世話で付き添う馬丁＝グンダル¹⁹⁾と、農繁期に職田や自己保有地で追加的に労働力＝クドゥラン²⁰⁾（年に4～5回、1回5時間）を徴発する権限を持っている。

村長の賦役収取について、史料が伝える長老の話によれば、「かつての村長は、1人または数人のシクップ (sikep＝耕地保有農—引用者) をパンチェンとして1年間その家族とともに住み込ませて使役し、報酬として職田の一部を与えていた²¹⁾」という。しかし、この制度は1860年以降変化し（詳細は不明）、調査時には耕地・宅地保有者が輪番で負担するようになっている。正規の共同体成員が負担するという点で国家賦役と同様であり、その免除者も国家賦役と同じ特権層と非共同体成員である。

(3) 村落賦役

村内の各種警備や村内の道路・橋・用水路の維持・修復などが、村落賦役の主な内容である。身障者や隷属民を除くほとんどの共同体成員＝可労働男子が賦課対象になる（一部の村外パトロール賦役は耕地・宅地保有者のみ）。村長・村役人も免除者ではないが、実際にはこの賦役の監督労働に従事するのみである²²⁾。道路・橋・用水路の維持・修復などの労働は比較的軽微であり（年間に1～数日の出役）、中心は各種の警備賦役である。

警備賦役は、村落監視所 (desa gardoe、主に村の入口にある) での番役、村内および村外周辺のパトロール (ronda andjir)、5～10世帯を単位とする隣組による番役 (tetekan) などであり、いづれも夜7時～朝5時ごろまでの夜警賦役である。村落監視所は、マグラ分州に2,952

カ所、トゥマングン分州に1,495カ所、合計4,447カ所あり、各村落に1～2カ所設置されていることになる。輪番で各監視所に毎晩1～2人が出向く。パトロール賦役も、各村落に2～3人が割り当てられる。隣組番役の詰所は、全州に約1万2,600カ所、1村落当たりで4カ所、通常1カ所に毎晩1人である。

次に史料の記述から注目しておきたいのは、警備賦役の中のパトロール賦役が「ヨーロッパ政府によって導入された」²³⁾という点である。幹線道路の監視所で行う警備＝国家賦役とともに、直轄領下の強制栽培で増大する社会不安（強制栽培農園への集団的焼打ち、重賦役からの逃散など）を抑えるべく、植民地当局がかかるとされる警備賦役を新たに導入しないしは強化したものと思われる。隣組による自主的な番役も、当該期には村役人が組織する警備賦役となっている²⁴⁾。つまり、警備賦役なるものが、村落の自律的な治安維持慣行に見えようとも、実際には植民地支配下で一定の変容を強いられており、支配の論理がそこに投影されているとみななければならない。

以上のような諸賦役は、強制栽培期に栽培賦役とともに拡大・強化されたものであろうが、前述のように史料的制約から強制栽培期との制度的連続面がほとんど検討できない。おそらく公共施設の維持・修復は、強制栽培の拡張による輸出向農産物生産と輸送網の整備のために、また警備賦役は増大する社会不安を押さえ込むために強化されたものと思われる。

2. 賦役代行制

賦役の履行は、実際には様々な方法で代理をたてることが可能であるが、代行制 (Ngselekaki) はその性格から2種に大別できる。

第一は、負担する賦役の相互交換や単発的な代行である。病気や不在を理由に、負担者が相互に履行日を交換したり、一定額の支払いで、

19) トゥマングンの史料によれば、「グンダル賦役に特定の者を指定し、一片の土地を与えている村長もいる」という。Afdeeling Temangoeng V-7.

20) Ibid., V-7.

21) Ibid., V-5.

22) District Menoreh ⑥ V, ⑦ VI.

23) Afdeeling Temangoeng V-11.

24) District Magelang V.

その都度代行 (djagoel) を頼むものである。これはかなり頻繁に行われていたようで、むしろ農民間の水平的な相互扶助慣行の一環とみた方がよさそうである。例えば、マグラン分州ンガシナン郡では、1回の代行額は、国家賦役の道路維持・修復12.5セント、水利関係10セント、監視所警備10セント、村長宅でのパンチェン賦役17セント、村落賦役では各種夜警10セント、などとなっている。

第二は、上層農民が、自らは賦役を履行せず、特定の代行者を恒常的に確保している場合であり、農民層間の階層格差に基づく上層農民の事実上の賦役買い上げ措置である。トゥマングン郡の史料には、「資産のある農民は、ブジャン (boedjang) あるいはクーリー (koeli) を養っており、これらの人々は交替で主人に課せられた賦役を主人に代わって行わねばならない²⁵⁾」とあり、上層農民 (最上層の村長・村役人は国家賦役免除) の中には、ブジャンなどの隷属民を抱えて、彼らに賦役を代行させている者がいる²⁶⁾。また、「ブジャンを得る機会がないときでも、代行を送るだけの十分な収入があれば、賦役からの解放は可能である²⁷⁾」とも指摘している。クドゥでは、このような全賦役の代行は貨幣ではなく土地譲渡によって行われており²⁸⁾、土地保有者

は、全賦役を代行させる代償に、持分地の半分あるいは2分の1～4分の1を代行者に譲渡し、地租は土地保有者が負担している²⁹⁾。

このような全賦役の代行制がいつごろから普及しているのか、また調査時にどの程度の規模で展開しているのか、史料制約から判らないが、これができる階層は、当地では少なくとも1バウ以上、数バウ程度を保有する上層農民か、あるいは農業外で十分な収入を得られる者であろうと思われる³⁰⁾。いずれにしても、公的には一律の基準で課せられる賦役負担に対して、必ずしも当の負担義務者が履行しているわけではなく、諸階層によって異なる対応をみせる点に注目しておきたい。

3. 金納諸税

(1) 地租

クドゥの地租制度は、直轄領編入後に導入され、しばらくは個人 (世帯) 単位の賦課が試みられたが (1820年まで)、その後は「中間」首長 = プナトゥス (Penatus) の支配領域であるグロンドン (Glondong) を単位に一括賦課方式が採用された。初期の徴収方法について詳しいことは判らないが、直轄領編入後も尚在地に強力な支

25) *Afdeeling Temanggoeng* VII-1.

26) フォッケンス『賦役・提要』に拠って、他地方での類似の事例を拾っておこう。

ブリアンガン州: 「資産のある者が、下男 (ブジャン) に10～15ピクルのパディを支払って、賦役のすべてを行わせるか、あるいはその履行を手伝わせるといのは、極めて一般的な慣行である。」
チルボン州: 「村民は普通、衣食住の外に、年間10～15サンガ・パディの報酬で、主に水田耕作の援助を、またしばしば賦役履行をも負担させる下男 (ブジャン) を抱えている。」

スマラン州: 「農民の中には、衣食のほかに16～20フローリンを支払って、ブル・サワあるいはブル・タニとよばれる下男を抱えるものがある。下男は主に水田耕作にあたるが、要求されると主人の賦役義務も履行しなければならない。」

F. Fokkens, *op. cit.*, p. 43, 57, 120.

27) *Afdeeling Temanggoeng* VI-1.

28) フォッケンス『賦役・提要』によれば、全賦役の

代行制が広く普及している地方は、バグレン州、スマラン州、南部スラバヤ州などである。スマラン州や南部スラバヤ州では、貨幣の支払いで代行をたてるのが一般的で、前者は年間に5～20フローリン、後者では8～50フローリンである。また、バニユマス州、バグレン州、レンバン州などでは、クドゥと同様に土地譲渡による全賦役の代行が行われている。F. Fokkens, *op. cit.*, I-1.

29) *Afdeeling Temanggoeng* III-3, *District Menoreh* ② VII, *District Probolinggo* VII.

30) フォッケンス『賦役・提要』によれば、他の地方では、アングラン (Anggeran) と呼ばれる上層農民が、全賦役を事実上代金納している事例がある。アングランは、名目上は他のすべての賦役を免除されて村長・村役人が収取する賦役のみ専門に行う階層とされるが、実際にはその首長賦役も金納化している。パサルアン州マラン地方やブスキ州パナルカン地方でみられるが、かかるアングランは、一般に上層の資産家から選ばれるという。

F. Fokkens, *op. cit.*, II-1, p. 5, 119, 126.

表4 金納諸税の税額 (1886年)

(税額単位: フローリン)

郡	地 租			営 業 税			人 頭 税			タ バ コ 税		
	総 額	納税者数	平均額	総 額	納税者数	平均額	総 額	納税者数	平均額	総 額	納税者数	平均額
(マグラ分州)												
Magelang	51,230	8,010	6.4	4,742	3,393	1.3	7,641	7,641	1	445	344	1.3
Bandongan	95,464	10,694	8.9	1,969	1,870	1.1	8,964	8,964	1	200	111	1.8
Balak	88,577	8,640	10.3	1,481	1,346	1.1	7,580	7,580	1	87	60	1.5
Menoreh	110,155	12,692	8.7	3,299	3,055	1.1	11,376	11,376	1	582	387	1.5
Remameh	40,778	6,471	6.3	2,034	1,695	1.2	4,535	4,535	1	141	81	1.7
Ngasinan	78,922	8,396	9.4	2,588	1,220	2.1	7,585	7,585	1	269	104	2.6
Probolinggo	119,713	15,461	7.7	7,199	5,133	1.4	14,464	14,464	1	859	554	1.5
(トゥマングン分州)												
Djetis	75,640	6,247	12.1	2,967	2,270	1.3	7,705	7,705	1	106	96	1.1
Kedoe	94,007	10,584	8.9	2,834	2,241	1.3	9,066	9,066	1	167	82	2.0
Lempoejang	58,367	6,922	8.4	920	784	1.2	5,588	5,588	1	40	89	0.4
Prapag	35,220	4,853	7.3	1,359	971	1.4	3,954	3,954	1	199	116	1.7
Soemowono	50,465	7,308	6.9	1,912	1,308	1.5	5,934	5,934	1	89	75	1.2
合 計	898,538	106,278	8.5	33,304	25,286	1.3	94,392	94,392	1	3,181	2,099	1.5

(出典) 表2に同じ。

表5 耕地保有農家の租収入に占める地租額

郡	米 作 租 収 入 (ハウあたりフローリン)	その他の農産物 租 収 入 (ハウあたりフローリン)	農産物租収入 合 計 (ハウあたりフローリン)	耕地保有者の 平均規模 (ハウ)	耕地保有者の 平均租収入 (フローリン)	耕地保有者の 平均地租額 (フローリン)	地 租 額 比 率 (%)
(マグラ分州)							
Magelang	50	20	70	0.56	39	6.4	16.4
Bandongan	56	12	68	0.5	34	8.9	26.2
Balak	16	24	40	1.0	40	10.3	25.8
Menoreh	40	24	64	2.0	128	8.7	6.8
Remameh	38	64	102	1.6	163	6.3	3.9
Ngasinon	50	20	70	na	na	9.4	na
Probolinggo	29	45	74	1.3	96	7.7	8.0
(トゥマングン分州)							
Djetis	60	15	75	1.2	90	9.3	10.3
Kedoe	60	15	75	0.52	39	9.0	23.1
Lempoejang	38	10	48	1.08	52	8.5	16.3
Prapag	45	12	57	1.84	105	7.3	7.0
Soemowono	44	12	66	1.17	77	6.9	9.0

(出典) 表2に同じ

(注) マグラ分州の「耕地保有者の平均規模」は各郡調査村の数値。
トゥマングン分州は郡平均。

配権を行使していた「中間」首長（おそらくマタラム時代の在地支配者、あるいは宮廷の下級官僚の末裔）に、植民地政庁は地租徴収を依存せざるを得なかったものと思われる。グロンドン単位の地租徴収は1835年まで行われ、その後は村落単位の賦課方式に移行し、1880年代の調査時でもこれが存続している³¹⁾。したがって、植民地政庁は、地租徴収の際にも、村長の権限に強く依存することになる。

村長は、各世帯の保有する耕地の規模と肥沃度を考慮して、村落単位で課せられた地租額を各耕地保有者に割り当てる。水田では、バウ当たり7フローリンから16フローリンまで地域によって幅がある。畑地では、およそバウ当たり4フローリンである。調査年の金納税を集計した表4によれば、クドゥ州の地租総額は約89万9,000フローリン、耕地を保有する約10万6,000世帯の平均地租額は8.5フローリンとなる。史料には「地租は、最低市場価格（ピクル当たりバディ価格）に基づいてきめる³²⁾」とあるが、村落賦課額の具体的な算出基準は示されていない。

表5に耕地保有農民の平均的粗収入に占める地租額を算出してみた。地域によって偏差が大きい（マグラン分州は調査村の事例）、バンドンガン、バラック、クドゥの各郡では、地租額が粗収入の20%台に達している。全州の平均では、これが10%程度になるものと思われる。

徴収の方法や時期は村長に任されるが、通常、土地保有農民の地租支払いは、年4期に分けて2～3フローリンずつ支払っている。納入金は、主に裏作あるいは宅地収穫物（多年性のヤシ、果実類）の販売で賄っていたようである³³⁾。

31) *Afdeling Magelang* II-6.

32) *Afdeling Temanggoeng* II-4.

33) *Afdeling Magelang* II-6. 村長による地租割当は、肥沃度や地目で差をつけず、一律に課す地方もある。また、コーヒーの強制栽培地帯ではコーヒーで、砂糖の強制栽培地帯では歩合で相殺する地方もある。ただし、地租台帳を作成している所はほとんどなく、8%と定められた村長の歩合も順守された可能性は薄いとも言われている。J. H. F. Soll-euwijn Gelpke, *Gegevens voor een Nieuwe Lan-*

(2) その他

既述のように、1882年に導入された人頭税は、それまでに廃止された国家賦役³⁴⁾・栽培賦役の代替財源という名目で実施され、したがって、国家賦役負担者が賦課対象となっている³⁵⁾。クドゥでは、国家賦役の「完全賦役義務者」ばかりでなく、「2分の1賦役義務者」や「4分の1賦役義務者」にも一律に1フローリンが課せられている。

営業税は、ほとんど小規模の露店(waroeng)経営者に課せられるものである。前掲表4によれば、営業税の総額は3万3,000フローリン、納税者は2万5,000人（全世帯の17%）、平均負担額は1.3フローリンである。おそらく露店・行商は農閑期の農家副業としても営まれたであろうから、営業税負担者は専門的な商人層だけではなく、兼業農家が多数含まれるものと思われる。

また、同じ前掲表4のタバコ税は、負担者が約2,100人、平均額は1.5フローリンで耕地保有者の2%に過ぎない。かつてのタバコ主産地としては栽培者が少数である。

以上、金納諸税の賦課額をみると、前述の賦役負担に加えて、農民は相当の貨幣税をも負担している。その負担度の重い地域では、生産物の2～3割を金納税支払いのためにだけ換金しなければならない。植民地当局による「自由主義」政策が誘因となって、当該期ジャワ農村社会が相当の商品＝貨幣経済に巻き込まれていたとしても、依然として賦役制度は存続しており、

drente-Regeling, Eindresumé der Onderzoekingen Bevolen bij Gouvts. Besluit van 23 Oct. 1879 No. 3., Batavia, 1885, pp. 151-154, 164-167.

34) 1880年代初頭までに廃止された賦役については、前掲拙稿「オランダ植民地支配とジャワ社会の再編成」p. 11を参照。

35) 1882年の法令で、国家賦役の上限を年間52日から42日に変更、つまり10日縮小した。この縮小された賦役に代わる人頭税の額は、1日の賦役労働を平均10セントと評価し、年間10日分の縮小で1フローリンと定めた。 *Afdeling Magelang* IV-7.

表6 マグラン分州農村の階層構成

郡	貴族	村長・村役人	年金生活者	未亡人・その他	耕地保有者	宅地のみ保有者	家屋のみ保有者	住み込み農
Magelang	66	1,520	427		8,010	8,719	5,254	
Bandongan	17	1,815	42		10,694	354	5,078	
Balak	14	1,683	9	18	8,640	479	1,734	3,969
Menoreh	26	2,920	23	399	13,182	1,792	2,788	5,828
Remameh	18	1,328	4	390	5,852	418	1,642	2,006
Ngasinan	22	1,470	349		8,396	763	720	994
Probolingo	28	2,535	32	90	15,461	1,690	5,787	8,881
合 計	191	13,271	1,783		70,235	14,215	44,681	
構成比(%)	0.1	9.2	1.2		48.6	9.8	30.9	

(出典) 注(2)のマグラン分州の全史料より作成。

さらに金納税が加わって、いわば二重の税役負担が農業経営を圧迫することになる。

II. 税役收取関係と農村諸階層

本節では、前節でみた税役の諸形態を前提とし、かかる税役の收取関係の検討を通して当該期農村の階層構造を明らかにする。以下、階層別に税役の收取あるいは負担(度)の実相をみとめる。

1. 村長・村役人

表6にマグラン分州における郡別の階層構成を示したが、これによれば村長・村役人が構成比で9.2%を占める(トゥマングン分州については同じ精度のデータが得られない)。また、表7にクドゥ州全体の村長・村役人数を示したが、3,035ヵ村で村長・村役人は約2万人、1ヵ村平均で6.8人となる。彼らが、村落社会で最上層に位置する階層であり、とくに村長は、大規模な職田と首長賦役收取権、それに国家賦役免除などの特権を持っている。つまり、自ら賦役收取者であると同時に、植民地支配機構の末端に位置して政庁の課す税役に責任を負い、植民地経営の担い手としての側面を持っているのであり、この点で他階層とは異なる社会的地位にある。

耕地に占める職田構成を集計した表8によれば、村長職田が全耕地の7.5%、他の村役人のそれを含む全職田が12.6%となる。マグラン分州

表7 村長・村役人数

郡	村落数	村長・村役人数	1ヵ月あたり村役人数
(マグラン分州)			
Magelang	222	1,520	6.8
Bandongan	272	1,815	6.7
Balak	183	1,683	9.2
Menoreh	376	2,920	7.8
Remameh	211	1,328	6.3
Ngasinan	221	1,470	6.7
Probolingo	433	2,535	5.9
(トゥマングン分州)			
Djetis	344	1,758	5.1
Kedoe	389	1,881	4.8
Lempoejang	175	1,320	7.5
Prapag	83	900	10.8
Soemowono	126	1,384	11.0
合 計	3,035	20,514	(6.8)

(出典) 表2に同じ。

では、村長以外の村役人が所持する職田は僅かであるから、職田の大部分は村長の保有する職田であるが、トゥマングン分州では、村役人の職田も高い比率を占めている。郡によっては、耕地の30%前後が職田となっている。

クドゥでは、1870年ごろ、州知事命令で村長の職田の上限を6バウ(約4.2ヘクタール)または村内耕地の5分の1までと規定したが³⁶⁾、史料

36) *Afdeeling Temanggoeng* II-2.1886年の規定では、マグランでは村長の職田が共同的保有地の5分の

表8 耕地に占める職田構成比

郡	全 耕 地 (バウ)	村長職田 (バウ)	%	村 役 人 職 田 (バウ)							全職田の 構成比(%)
				カミツウ	クバヤン	タンピン	カウム	チャリク	職田合計	%	
(マグラン分州)											
Magelang	9,507	551	5.8	8	8	2	1	2	21	0.2	6.0
Bandongan	14,626	824	6.3	20	43	16	5	11	95	0.1	6.4
Balak	12,920	504	3.9	8	148	3	3	7	169	1.3	5.2
Menoreh	16,703	952	5.7	6	5	1	1	—	12	0.1	5.8
Remameh	6,220	283	4.5	—	1	—	—	—	1	—	4.5
Ngasinan	11,586	1,260	10.9	167	174	144	76	6	567	4.9	15.8
Probolinggo	19,884	904	4.5	191					191	1.0	5.5
(トゥマングン分州)											
Djetis	9,441	790	8.4	95	76	85	96	125	477	5.0	13.4
Kedoe	5,453	868	15.9	127	141	135	94	151	648	11.9	27.8
Lempoejang	7,427	1,105	14.9	303	188	172	118	186	967	13.0	27.9
Prapag	8,968	908	10.1	437	444	311	167	119	1,478	16.5	26.6
Soemowono	8,524	926	10.9	902	508	278	215	157	2,060	24.2	35.1
合 計	131,259	9,875	7.5						6,686	5.1	12.6

(出典) 表2に同じ。

によれば、この基準を超えて職田を所持する村長も少なくない。例えば、ムノル郡の調査村ボロブドル村 (desa Borobudur) の村長職田は、水田3.75バウ、畑地6.25バウで合計10バウ、村内全耕地の14%に達している³⁷⁾。また、耕地の定期割替が行われていた1867年までは、村長は職田のみの保有で持分地はなかったが、前述のように、持分が固定化し、個人的保有に近似した土地保有形態となっている調査時には、職田に加えて個人的保有地を集積している村長も現れている。例えば、プロボリング郡の調査村ングラウィサン (desa Nglawisan) の村長は、職田4バウ (村内全耕地の10%) に加えて、個人的保有地3.25バウを所持している³⁸⁾。かかる個人的保有地は、購入などの手段によって集積したものと考えざるを得ない。同村の最大持分地が

1バウ (最小0.25バウ) であることからすれば、村長の大地所有は明瞭である。

このような職田の経営は、前節でみたパンチェン賦役によって行われる。更に農繁期には、前述のように追加労働力としてクドウラン賦役も徴発できる。この職田 (および自己保有地) からあげる収益が村長の最大の収入源であるが、その外に、金納税の8%歩合、強制栽培地帯では栽培歩合、様々の祭事に村民から得る供物などが主な収入となる。表9に、村長収入の個別事例を掲げた。標準的な土地保有農民の年間収入 (自家消費分を含む農産物の貨幣換算) と比較すると、村長は5~10倍の収入額となる。しかも、この表には村長が得る雑収入が含まれていない。これらも含めて考えると、村長と他階層の間では、収入面でも画然とした格差がある。

このような諸特権と法外な収入が保障される村長職は、農村の有力家系によって、事実上継承されることが多かったようである。オランダは、1819年に村長の選挙制度を導入したが³⁹⁾、前稿で指摘したように、少なくとも19世紀中葉段

1 までで15バウを超えないこと、トゥマングンでは10分の1までで10バウを超えないこととしている。F. Fokkens, *op. cit.*, II-2, p. 143.

37) District Menoreh © II.

38) District Probolinggo II.

表9 村長の貨幣収入（マグララン分州各郡調査村の事例）

郡	調 査 村	職 田→純収入 (バウ) (フローリン)		自己保有地→純収入 (バウ) (フローリン)		金納税の8%歩合 (フローリン)	合 計 (フローリン)	農民の平均耕地→純収入 保有規模(バウ) (フローリン)	
Magelang	13カ村平均	3.0	100	1.0	40	18.25	158.25	0.56	22.4
Bandongan	3カ村平均	5.7	200	2.0	70	53	323	0.5	35
Balak	1カ村	4.0	60	—	—	27	87	1.0	8
Menoreh	1カ村	—	—	13.9	375	100	475	2.0	50
Remameh	1カ村	2.5	95	4.25	130	24	249	1.6	48
Probolinggo	1カ村	4.0	160	3.25	140	25	325	1.3	53

(出典) 表6に同じ。

階までは、事実上の世襲が存続していた地方も多い。クドゥについても、史料は次のように指摘している。

「村民は、現村長の息子の1人、または息子がいないときは近親者の1人が村長職を引き継ぐ優先的な権利を持っていると感じている。この感情は伝統に基づいている。と言うのは、以前はそれが世襲だったからである。だから、新しい村長は、常に前村長の近親者の1人から選ばれている⁴⁰⁾。」

有力家系による村長職の事実上の独占が推察されよう（形式上の村長選挙の選挙人は、耕地・宅地を保有する正規の共同体成員である）。

一方、村長以外の村役人は、国家賦役免除の特権はもつが、職田を付与されない地域もあり、一般にパンチェンなどの首長賦役収取権もない。ただし、職田を付与されない地域では、一般の土地保有規模に比して、1.5～2倍程度の持分地所持が認められ、これが職田に相当する。また、様々な祭事の供物の分配にもあずかる。クドゥの村落に共通してみられる村役人の役職は次の5つで、大規模な村落では、各々数名づつ配置している所もある。

①カミトゥワ(Kamitoewa)、村長不在の時には代理を務め、複数の部落をもつ村落では部落長を兼ねる。国家賦役や村落賦役の監督もその職務である。

②クバヤン(Kebajan)、村長の命令を村民に伝える伝令係であり、各種賦役の分担を村民に指示する。

③タンピン(Tamping)、村内警備を担当するとともに、郡長宅・副郡長宅での定期的な警備＝タンピン賦役も負担する。

④カウム(Kaoem)、宗教官としてモスクや祭事を取り仕切り、イスラム宗教税（ザカット、ピトラ）の徴収にあたる。

⑤チャリック(Tjarik)、村書記で、村長が副郡長・郡長への報告に向くときは付き添う。

これらの村役人については、村長がその任免権をもっていた。史料には、「村役人は村長の親族のみで占められている⁴¹⁾。」(ルマム郡サラム村—desa Salam)、「16人の村役人のうち14人は村長の血縁者である⁴²⁾。」(ムノル郡ムルゴヨソ村—desa Mergojoso)、「村役人の半数が村長の親族である⁴³⁾。」(ジェティス郡)といった指摘が散見され、村役人の職も村長を輩出するような有力家系によってその多数が占められていたようである。「村役人の任免は、すべて口頭で行われ、副郡長・郡長など上級機関の承認を受けることはない⁴⁴⁾」というから、村落の上層農家による村長職・村役人職の独占は比較的容易だったものと思われる

41) District Remameh II.

42) District Menoreh VI.

43) Afdeeling Temanggoeng III-2.

44) Ibid., III-2.

39) 前掲拙稿「オランダ植民地支配とジャワの在地首長層」

40) Afdeeling Temanggoeng III-1.

表10 賦役負担者の年間出役日数（マグラ分州、1886年）

郡		国家賦役			首長賦役	村落賦役						合計	
		道路	水利	監視所	(村長パシチェン)	監視所	隣組番役	パトロール	道路	橋	水利	全賦役	夜警以外
Magelang	(1)	12.5	4	7.5	19	30	48	21	2	0.75	0.6	145.35	38.85
	(2)	—	—	—	—	—	48	—	2	0.75	0.6	51.55	3.35
		(4.5)	(5)	(10)	(18)	(10)	(10)	(8)	(4)	(4)	(4)		
Bandongan	(1)	21.5	1	1.5	17	22.5	71	34	3	—	4	175.5	46.5
	(2)	—	—	—	—	—	71	34	3	0.25	—	108.25	3.25
		(4.5)	(5)	(10)	(15)	(10)	(10)	(10)	(4)	(4)	(4)		
Balak	(1)	30	0.75	2.15	13.5	26	51	14	3	1	2	143.4	50.25
	(2)	—	—	—	—	—	51	14	3	1	2	71	6
		(4)	(5)	(10)	(18)	(10)	(10)	(10)	(3)	(3)	(4)		
Menoreh	(1)	6.5	1.25	6.6	20	22.5	53	14	6	0.25	2	132.1	36
	(2)	—	—	—	—	22.5	53	14	6	0.25	2	97.75	8.25
		(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(4)	(4)	(5)		
Remameh	(1)	25	2.5	10.25	24.5	67	72	12	3	1	5	222.25	61
	(2)	—	—	—	—	—	72	12	3	1	5	93	9
		(4.5)	(4)	(10)	(18)	(10)	(10)	(8)	(4)	(3)	(3)		
Ngasinan	(1)	30	6	3	17	42	38	9	0.5	1	0.5	147	55
	(2)	—	—	—	—	—	38	—	0.5	1	0.5	40	2
		(5)	(4)	(10)	(18)	(10)	(10)	(6)	(4.5)	(4.5)	(4)		
Probolinggo	(1)	23	3.5	3.5	17	23	41	13	2	0.1	5.5	131.6	51.1
	(2)	—	—	—	—	23	41	13	2	0.1	—	79.1	2.1
		(4)	(4)	(10)	(15)	(10)	(10)	(5)	(4)	(4)	(4)		

(出典) 表6に同じ。

(注) (1)は国家賦役・首長賦役負担者（したがって村落賦役も負担）の年間出役日数。

(2)は村落賦役のみ負担者の年間出役日数

括弧内は1回の労働時間。

2. 土地保有農民

土地（耕地・宅地）保有者は、正規の共同体成員として諸税役の負担者であるが、前掲表6によれば、この階層は、マグラ分州では農村世帯の58.4%を占めている（耕地保有者48.6%、宅地のみ保有者9.8%）。以下では、史料に拠って賦役および金納税の負担度をみでみる。

まず表10から、マグラ分州で耕地を保有する賦役義務者の年間出役日数は、郡別に最上位と最下位をとると、国家賦役が14日（ムノル郡）～39日（ンガシナン郡）、首長賦役が13.5日（バラック郡）～24.5日（ルマム郡）、村落賦役を含めた全賦役の出役日数では、132日（プロボリング郡、ムノル郡）～222日（ルマム郡）となる。また、村落賦役のみ負担者は、年間40日（ンガシナン郡）～108日（バンドンガン郡）である。なお、宅地および家屋のみ保有する者は、同日

数の村落賦役を負担するが、既述のように、宅地のみ保有者は不定期に国家賦役を援助しなければならず、村役人も一部の村落賦役を監督労働として履行するので、出役日数は固定していない。

同表10から明らかなように、賦役日数の最も多いのは警備賦役である。これは主に夜警賦役であるから、農作業などの生産的労働と直接的には競合しないとすれば、日中に徴発され、しかも負担の重い賦役は、村長が収取する首長賦役と、国家賦役のうちの公共機能維持（幹線道路・橋・水利の維持・修復）ということになる。同表によれば、これらの賦役は年間36日（ムノル郡）～61日（ルマム郡）である。

ただし、上記の賦役日数は、地方行政府あるいは農村慣行に基づく規則を順守した場合に要する日数であり、実際にはこれが厳密に履行さ

表11 マグラン郡都の賦役不履行処罰 (1885年)

村 落 名	月	日	人数	履行しなかった賦役	処 罰	
					禁 固 日 数	罰 金
Magelang	5	18	4	隣組番役	} 1日(3人)	f.1(3人)
	12	17	4			
Lamban	2	12	4	} 国家賦役・監視所	} 1日(6人) 2日(2人) 4日(2人) 6日(3人)	} f.1(2人)
	2	23	5			
	6	25	1			
	10	19	1			
	12	3	3			
Hetesch	12	3	1	隣組番役		f.1(1人)
Hirikerep	5	28	3	同上	2日(2人)	
	6	4	3			
	6	22	3	} 村落監視所	} 1日(9人) 2日(1人)	} f.1(2人)
	7	23	1			
	10	22	1			
Gendingan	11	23	3			
	2	16	6	} 同上	} 1日(4人) 3日(6人)	} f.1(1人)
	2	23	5			
	6	8	1	} 村落パトロール	} 1日(5人) 6日(1人)	
	6	25	2			
	8	20	2			
Tjatjaban	9	24	1			
	2	12	4	村落監視所	} 1日(4人)	f.1(2人)
Bondalem	5	5	2			
	10	11	1	} 同上	} 4日(2人)	
	11	12	1			
Potrosaren	2	23	2	} 隣組番役	} 2日(4人)	
	3	2	2			
Halanggaten	6	25	1	} 同上	1日(1人)	f.1(1人)
	11	19	1			
Djagonon	2	30	4	同上	} 1日(6人)	
	6	18	2	国家賦役監視所		
Bejemen	3	30	3	} 同上	} 1日(6人) 2日(1人)	
	4	2	1			
	6	22	3			
Djambon	6	22	2	} パトロール	} 1日(9人)	f.1(3人)
	6	25	2			
	8	13	2			
	11	19	2			
	12	17	5			
Djoersten	1	23	4	} 同上	} 1日(2人)	f.1(3人)
	6	25	1			
Kaoeman	6	25	1	同上	1日(1人)	
Kerkopen	8	13	1	} 同上	1日(1人)	f.1(1人)
	6	15	1			
Karangkidoel	2	2	2	} 同上	} 2日(2人) 1日(1人)	
	6	25	1			
Pringgdong	11	19	1	同上	1日(1人)	

(出典) 注(2)の③より作成。

れていたわけではなかったようである。史料にも「出役を義務づけられた人々の4分の1は実際には履行していない⁴⁵⁾」という記述もある。史料には、マグラン郡都で賦役不履行を理由に処罰された者のリストが添付されているので、これを表11に掲げた。同表によれば、年間(1885年)に延べ106人(同郡都の賦役負担義務者1,988人)が主に夜警賦役の不履行を理由に罰せられている。処罰は、禁固1～数日あるいは罰金1フローリンである。不履行者の処罰がどの程度厳密に行われていたのか判らないが、いずれにしても、出役義務者の7～8割程度が履行していたと見た方がよさそうである⁴⁶⁾。それにしても、これを賦役義務者自身が履行していれば、年間100日を超える賦役労働日、夜警賦役以外でも数十日に達する出役であり、かかる賦役負担は農家の必要労働にとって相当の圧迫となっていたであろう⁴⁷⁾。

45) Afdeeling Magelang VIII-2.

46) 『植民地報告』(*Koloniaal Verslag*)が掲載している国家賦役データは、1885年に国家賦役負担者が実際に履行した日数をクドゥで平均8.1日、ジャワ平均で9.4日としている。*Koloniaal Verslag*, 1886, Bijlag K.しかし、フォッケンス『賦役・提要』は、多数の賦役がこれに計上されておらず、この賦役日数は実際より「少なすぎる」とみている。F. Fokkens, *op. cit.*, I-1, p. 16.

47) 栽培賦役は調査対象から外されており、データには全く収集されていないが、マグレン分州の報告書の中に「コーヒーの栽培義務者は、月に4～5日、年間にして約55日の出役が強いられている」と指摘しており、負担者がこの賦役のみに従事したとしても、やはり相当の重賦役である。*Afdeeling Magelang VIII-4*.

なお、筆者は、旧稿において1886～1887年にバグレン州(クドゥ州の南西に隣接する州)で行われた3農家の家計調査をとりあげ、当該期の賦役労働が農家の必要労働をどれほど圧迫していたかを示したことがある(前掲拙稿「オランダ植民地支配とジャワ社会の再編成」p. 12)。本稿で利用したクドゥ州の史料では、農民の必要労働量が確定できないので、参考までにバグレン州3農家(いずれも土地保有農民で全賦役を負担)における賦役労働の負担度を再度引用しておく。カリムヌンウェタン村(*desa Kalimenengwetan*)のソドロノ(*Sodrono*)家は、年間(1886年2月～1887年1月)の賦役労働608時間(出役日数85日)に対して、

事実上の個人的土地保有化が進展している当地では、かかる賦役の農家経済に与える負担度が、階層化した土地保有農民の間で異なることは言うまでもない。史料的制約から、土地(あるいは経営)規模別の階層分化の展開度を知ることができないが、隷属民を抱えたり、貨幣ないしは土地譲渡で賦役負担を処理しうる上層農民に対して、自ら賦役を履行しなければならない中・下層農の負担は、農業経営にとって重圧となろう。しかも、土地保有規模にかかわらず同一の賦役労働量を課せられる慣行は、土地商品化とともに上層農民を有利とし、階層分化を促進する契機ともなろう。

さらに耕地保有者には、金納税の負担がある。既述のように、1人当たりの地租負担額は8.5フローリン、これに人頭税1フローリンが加算され、さらに専業、副業にかかわらず営業税やタバコ税も課せられている。農民は、収入の相当部分を換金し、納税しなければならないのである。かかる商品＝貨幣経済の促進も、階層間でことなるインパクトを与えることになる。マグレン分州の史料によれば、地租の支払いに関して「貨幣の不足する者は、村長宅でパンチェンとして働く」あるいは「収穫の半分を現物で納め、村長が地租を代払いする⁴⁸⁾」と指摘しており、一部の零細下層農民にとって金納税の圧迫は、村落支配者層への従属、あるいは土地保有農からの脱落をも意味したかも知れない。

3. 隷属民

クドゥの隷属民は、およそ3階層に区分され

自己労働(農作業、家事、副業など)は1,854時間で、賦役労働が全労働の25%を占める。ブンド村(*desa Bendo*)のチョウウィクロム(*Tjowikromo*)家は、賦役労働1,215時間(187日)に対して自己労働1,044時間で、賦役労働が全労働の過半に達している。カリウリップ村(*desa Kalioerip*)のウォンソウィクロム(*Wongsowikromo*)家は、賦役労働1,201時間に対して自己労働1,346時間で、賦役労働と自己労働がほぼ拮抗している。Arminius, "Het Budget van een Javaansche Landbouwer", *De Indische Gids*, 1889, Vol. 2.

48) *Afdeeling Magelang II-6*.

る。第一は、他人の宅地内に家屋のみ所有する者である。マグラン分州ではモンドク・トゥンブル (Mondok tempel), トゥマングン分州ではムヌンパン (Menoempang) やヌンパン・カラ (Noempang karang) などと呼ばれる。この階層は、宅地の保有者である主人に対しては、ある程度自立した存在であり、農作業の補助も小作人に近く、賦役代行も一定の報酬を受け取る。第二は、主人宅に住み込むが、家計は主人と別にする者で、グロンソル (Glongsor) と言う。第三は、同じく住み込みだが、衣食まで完全に主人に依存する者で、マグラン分州ではムヌンパン、トゥマングン分州ではラヤット (Rajat) という。後二者は、ともに農作業や賦役などの労働奉仕で主人に養われているが、言うまでもなく主人への隷属度は第三の階層が最も強くなる。

これら隷属民の諸階層は、前掲表 6 からマグラン分州では約 4 万 5,000 人、30.9% を占めている。また史料によれば、トゥマングン分州では、隷属民の構成比が 28% となる⁴⁹⁾。史料にはこの階層の記述が乏しく、その発生要因や身分変更の有無などについてはほとんど触れていないが、強制裁培に関連して、政庁が「2 分の 1 賦役義務者」や「4 分の 1 賦役義務者」を設定すると、「宅地や家屋を売却して住み込み農になることで賦役負担からの解放を図った⁵⁰⁾」と指摘しており、当該地方でも強制裁培期に隷属民が増加したことを示唆している。

上層農民が自己に課せられた賦役を隷属民に代行させていることは前述したが、村長の隷属民使役に関連して史料には、「グングル賦役はラヤットが行っている。彼らは村長宅の従者であり、労賃はないが、衣食住を与えられている。⁵¹⁾」「村長はパンチェンの労働分を第三者に売却し、1 日 25 セントの支払いで労働させている。⁵²⁾」と指摘している箇所がある。最上層に位置する村

長が、自ら抱える隷属民を使役することによって、收取権をもつ賦役の事実上の金納化も可能であったことを窺わせている⁵³⁾。

かかる事態は、逆に言えば、上層農民(村長・村役人以外の)が抱える隷属民の存在意義を徐々に弱めることにもなる。賦役の全般的縮小は、この傾向に拍車をかけることになる。否応なしに拡大する商品＝貨幣経済化が、貨幣による賦役処理、つまり事実上の金納化を促すとすれば、前期的な下層身分の隷属民も徐々にその性格を変質させ、やがては小作農民や土地なしの農業労働者としての性格を強めることになるのではなかろうか。

おわりに

本稿で利用した賦役調査は、1880年代のプランテーション体制移行期に行われたものであり、強制裁培期に苛酷を極めた国家賦役・栽培賦役は既に縮小している。それでも尚、村落レベルのパンチェン賦役を中心に農業労働と直接競合する賦役負担の重圧、それに金納諸税が加わって、各種税役負担は依然として農業経営を圧迫していたものと思われる。かかる税役の收取関係から当該農村には、国家賦役を免除され独自の賦役收取権をもつ村落支配者層、隷属民＝賦役代行者を抱えることで賦役負担を処理する

52) *Afdeeling Temanggoeng* III-6.

53) フォッケンス『賦役・提要』に拠って、他地方における類似の事例をみておこう。

トゥガル：「人々がこの額（パンチェン賦役の金納額で年間 1～2 フローリン＝引用者）を支払うと、村長は彼の住み込み農（ラヤット）にパンチェンの仕事をやらせる。」

ブカロンガン：「バタンのいくつかの村では、村長がパンチェン賦役義務者に毎年一定額 0.7～2.5 フローリンで代金納させる。パンチェンの労働はガムル（村長宅の馬丁）やグングルにやらせる。」

北部スラバヤ：「ゴゴール（土地保有農民＝引用者）は、年間 35 フローリンの支払いで特定のパンチェンを指定するが、彼らは村長宅に住んでいる従者である。」

F. Fokkens, *op. cit.*, II-1, p. 43, 53, 112.

49) *Afdeeling Temanggoeng* VI-1.

50) *Afdeeling Magelang*, IV-3.

51) *District Bandung* V.

上層農民、税役の重圧を直接受ける零細下層農民、賦役代行や農作業の補完的労働力として上層世帯に寄寓する隷属民、といった階層構成が看取しうる。

当該地方の土地保有形態は、史料では持分固定の共同的保有と表現されているが、内実は個人的保有にかなり接近したものになっていた。にもかかわらず、賦役の履行方法は、共同的保有時代の慣行をそのまま維持している。土地保有規模の格差にもかかわらず、賦役負担者は同一の賦役量を負担しなければならず、かかる矛盾は、耕地の個人的保有化がさらに進展すれば顕在化せざるを得ない。この点で、旧来の賦役履行方法は、耕地の個人的保有化とともに、上記のような階層分化を促進する要因ともなる。

史料制約から、階層分化の質的側面にまで踏み込んで検討することはできなかったが、プランテーション体制への移行期という当該段階では、賦役の漸次的縮小と事実上の金納化の拡大、商品＝貨幣経済の一層の進展という事態の中で、一面では、前期的な身分階層制が徐々に崩れていくものと推察しうる。しかし、他面で

は、村長を中心とする村落支配者層が、なお前期的な諸特権を保持し、村落社会に君臨している点にも注目しておかねばならない。オランダは、存続する国家賦役の組織化、金納税の徴収、本稿では触れなかったがプランテーションの労働力調達などで、依然として村落支配者層に依存せざるを得なかったのである。

これを植民地政策との関連で言えば、一方で、「自由主義」政策の名の下に、プランテーション体制の基盤整備を進め、個人的土地保有、賦役金納化、賃労働雇用などを政策化し、商品生産を誘発しながら、他方で、村落支配者層の前期的諸特権に積極的には介入せず、むしろ事実上はそれを温存することで経済外強制の体系に依存し、農業経営と商品生産の発展を抑制してしまうという、相矛盾した対応をみせている。植民地当局のかかる対応は、明らかに理念と現実との乖離であり、政策的矛盾であった。それゆえに、土地・税役制度の「近代化」政策の実現も、またそれを誘因とする農村社会の階層分化も極めて緩慢な過程を辿ることになるのである。